

令和8年度採用金沢市会計年度任用職員（パート女性相談員）募集要項

1. 採用予定人員等

区分	業務内容	採用予定人数
パート女性相談員	(1) 女性相談支援室における電話及び来所による相談対応 (2) DVに関する相談対応及び被害者支援 (3) パソコン（Excel・Word等）による記録作成等	1名

2. 勤務条件等

項目	内 容
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。 再度の任用は原則4回まで（最長で令和13年3月末まで） ※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の2第7項）なお、再度任用した場合も同様です。
勤務場所	金沢市女性相談支援室 (金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所第一本庁舎2階)
勤務時間等	週13時間（1日6時間30分〈9:30～17:00〉、火曜日、木曜日勤務） ※休憩時間60分
休日等	月曜日・水曜日・金曜日・土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬月額等	時給1,430円 その他、通勤手当が支給条件に応じて支給されます。 ※上記報酬等は条例改正等により変更されることがあります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引・夏季休暇など）
社会保険等	公務上または通勤による災害についての補償制度があります。
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。

3. 受験資格

男女共同参画の視点を持ち、次のいずれかに該当し、心身ともに健康で意欲を持って職務にあたれる方

- (1) 相談やカウンセリング等の実務経験のある方又は研修等を受講しこれに準ずる方
- (2) ジェンダーや女性に対する暴力に関する知識と理解がある方
- (3) 人権問題や社会福祉に関する知識と理解がある方

年齢、学歴、性別は問いませんが、地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方は受験できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4. 試験日・試験会場・合格発表

試験日	試験会場	合格発表
令和8年2月27日（金）	金沢市役所第一本庁舎2階 ダイバーシティ人権政策課 (金沢市広坂1丁目1番1号)	3月上旬

※ 受験資格等を確認するため、書類選考を実施します。

※ 試験会場、集合時間等の詳細については、別途お知らせします。

※ 結果については、合否を問わず、受験者全員に郵送で通知します。

5. 試験内容

科目	内容
面接	個別面接

6. 受験申込手続

提出書類	(1) 金沢市会計年度任用職員（パート女性相談員）採用試験申込書 1通 (2) 志望理由（400字程度、様式自由、Word等使用可） 1通 ※ 持参または郵送によること。 ※ 申込書は市のホームページからダウンロードすることができます。 また、ダイバーシティ人権政策課（金沢市役所2階）でも交付します。
提出先	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市市民局ダイバーシティ人権政策課 E-mail: jinken@city.kanazawa.lg.jp ※ 郵送の場合、封筒の表に「会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。
受付期間	令和8年1月14日（水）から 令和8年2月10日（火）まで 《必着》 ※ 受付時間は9時から17時45分までとなります。 ※ 土曜日・日曜日・祝日等の閑序日は受付を行いません。

【注意事項】

- 提出された書類は一切返却しません。
- 提出書類及び採用試験時に取得した個人情報は、採用選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。
- 会計年度任用職員採用試験申込書は必ず本人が記入してください。

問い合わせ先

金沢市市民局ダイバーシティ人権政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 電話 (076)220-2095



<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/diversecityjinkenseisakuka/gyomuannai/4/2/8184.html>